

令和8年度デジタル広告による県政情報発信業務委託に係るプロポーザル審査基準

評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
(1) 全体の広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告媒体に支払う広告費の総額はいくらか。 ・ より多くの金額が配分されているか（下限 1,358 万円） 	10
(2) テーマに応じた 広告の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲティングや広告媒体の提案は各テーマの広報目的を効果的に達成するものか。 ・ ランディングページ等におけるタグの埋め込みや Google アナリティクス上でのイベントトラッキングの設定等の提案は、広告の効果測定や出稿期間中の柔軟なターゲティング変更により効果的か。 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告デザイン及び広告文は、閲覧者がクリックしたくなるデザインや工夫が施されているか。 	5
(3) 閲覧情報の 整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告出稿終了後の効果測定レポートは詳細かつ今後の事業展開に有用な内容か。 	5
(4) 事業スケジュール 及び事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業スケジュールは、事前打合せ、広告提案、広告製作・校正・出稿、中間レポート・出稿内容調整、結果・改善案の報告やアフターフォローという流れがスムーズに展開されるものとなっているか。 ・ 30 テーマ程度を出稿することを踏まえ、複数のテーマを同時期に出稿する場合においても、スムーズに展開されるものとなっているか。 ・ 提案者の組織体制は、事業スケジュールを含め、提案した業務を確実に実行できる体制か。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングシートの内容は分かりやすく、円滑な打合せ、広告出稿を行うことができるように工夫されているか。 	10
(5) 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の効果を高める追加提案があるか。 	5
合計		50

※審査の際、価格転嫁の円滑化等を後押しするため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業には加点を行います。